

带状疱疹予防接種の一部助成の開始について

【带状疱疹とは】

80歳までに3人に1人がかかるといわれています。発症すると、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに、帯状に広がります。症状は痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続きます。皮膚症状が治った後も、带状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間にわたる痛みが続くことがあり、50歳以上では発症した方の約2割が带状疱疹後神経痛に移行するといわれています。

【対象者】 日之影町に住民票がある**50歳以上**の方（接種日時点で）

【対象となる予防接種費用】

令和5年4月1日以降に接種した带状疱疹予防接種費用

※他市町村から助成を受けている場合は対象外。

※2種類のうち助成はどちらか一方のみ。生涯一度限り。

種類	不活化ワクチン	生ワクチン
助成額	1回 費用額の 1/2 (1回あたり 上限1万円)	1回 費用額の 1/2 (1回あたり 上限4千円)
助成回数	1人 2回	1人 1回

【申請方法】

- ① 病院の窓口で費用を全額支払います。
- ② 保健センターに費用助成の申請をします。
- ③ 後日、口座に助成金が振り込まれます。

★ 申請に必要なもの ★

●**申請書兼請求書** ※保健センター窓口にあります。

●**領収書・接種したことが確認できる書類（接種証明書等）**

（接種された方の氏名・接種年月日・接種費用・医療機関名・予防接種の種類が記載されているもの。領収書のみで予防接種を受けたことが確認できる場合は領収書のみで可。）

※申請時には、**通帳の写し（申請者名義）・印鑑** もお持ちください。

接種後はすみやかに保健センターで申請をしてください。

問い合わせ 日之影町保健センター ☎0982-73-7521